

不適切な譲り受け側に係る情報共有の仕組みについて

令和 7 年 2 月
中小企業庁財務課

1. 目的

- 中小 M&A は、令和 2 年 3 月の「中小 M&A ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の策定以降、経営者年齢の高齢化を背景に、後継者不在の中小企業が事業を引き継ぐための手段として着実に浸透を見せてきた。
- 一方で、足下では、M&A の成立後に譲り渡し側の経営者保証を譲り受け側に移行させる想定であったにもかかわらずこれを実施しないまま、譲り渡し側の現預金等の資産を回収し、譲り渡し側の資金繰りを悪化させ、倒産に至らせるといった不適切な譲り受け側の存在が指摘されている。このような不適切な譲り受け側については、市場の信頼性確保の観点から適切に排除を図っていく必要がある。
- このような問題意識から、令和 6 年 8 月にガイドラインを改訂し、仲介者・FA に対し、経営者保証の扱いに係る対応や不適切な譲り受け側の排除に向けた調査の実施等の対応を求めるとともに、不適切な譲り受け側の排除の実効性を高めていくため、最終契約の不履行等の不適切な行為を働く者に係る情報を業界内で情報共有する仕組み（以下「情報共有の仕組み」という。）の構築が期待される旨を記載した（ガイドライン第 2 章Ⅱ 6（3））。
- ガイドラインに記載するとおり、情報共有の仕組みは、中小 M&A 市場において信頼性確保のためのインフラとして浸透していくことが期待されるものである。
- 以上を踏まえ、本書は、ガイドラインにおいて示す情報共有の仕組みについて、一例として考えられる仕組み・運用の骨子、留意事項等について示したものである。

2. 基本原則

- 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）等の関係法令・ガイドラインの遵守を大前提として構築・運用されることが原則である。
- その上で、取引の開始・継続を判断する上で必要となる情報が情報共有の仕組みに参加する者（以下単に「参加者」という。）に適時適切に共有されることが求められる。
- 加えて、参加者は不適切な譲り受け側に係る情報を適切に共有し、共有された情報を組織内の M&A に係る部署等の必要な範囲に共有することで、取引の開始・継続の判断にあたって適切に活用する必要がある。

3. 具体的な仕組み・運用の詳細

(1) 基本的なスキーム

- 参加者とは別の法人を中立・公平な運営主体として設置の上、運営主体と参加者との契約に基づき構築される必要がある。運用スキームの一例としては、下記が想定される。
- なお、ここでいう中立性・公平性は厳に求められるべきものであり、運営主体が譲り受け側から手数料をはじめとする一切の経済的利益の供与を受けないことが必要となる。
 - ① 運営主体は、情報の登録が必要となる一定の登録事由を設定する。
 - ② 参加者は、顧客である又は顧客であった譲り受け側について、登録事由に該当する情報を得た場合に、当該情報を運営主体に報告する。
 - ③ 加えて、運営主体は、報道、プレス等を基にする公表情報の収集や、情報提供を受け付ける窓口を設置の上、当該窓口に対して寄せられた情報を収集する。
 - ④ 運営主体は、②③の情報について確認の上、参加者全体に情報を共有する。

(2) 登録事由

- 登録事由としては、一例として下記が考えられる。もっとも、これらに限られず、適切な要件として設定され、必要に応じ追加・修正が図られる必要がある。
 - ① 最終契約において対象会社の債務に対し、譲り渡し側の経営者が提供する保証及び担保（以下「経営者保証等」という。）の解除が譲り受け側の義務（努力義務を含む。）として合意された場合において、
 - ア. 譲り渡し側の経営者保証等が M&A の成立後、保証の解除にあたって合理的に要する一定期間を経過した後も解除されないとき
 - イ. 譲り受け側が保証の提供先の金融機関等と譲り渡し側の経営者保証等の解除に向けた相談をすみやかに開始しないとき
 - ウ. 保証の提供先の金融機関等が譲り渡し側の経営者保証等を解除できないと判断した場合又は解除にあたって条件が付けられる場合において、譲り受け側が借換・一括返済、解除にあたっての条件の充足等の手段により譲り渡し側の経営者保証等の解除を実現しないとき
 - ② 最終契約において譲渡対価を分割払いにする場合又は退職慰労金をクロージング日以降の後払いとし、支払い要件が期日の到来のみとしている場合において、当該期日を過ぎても支払いがなされないとき
- 上記に加え、「その他譲り渡し側に重大な損害を与えるおそれが客観的な証拠により認められるとき」との包括的な要件を設定した上で、個別の情報について参加者及び運営主体がその内容を踏まえて登録するといった形態も考えられる。ただし、この場合にあっては、当該情報に係る譲り受け側に対し、(4)に掲げる措置に代えて、参加者に対し情報共有する前の段階における適切な救済措置（弁明の機会の付与等）を設け適正手続の担保を図ることが相当であると考えられる。
- なお、情報共有の仕組みにおいて、情報の共有がなされた譲り受け側との取引停止を参加者に強制する場合には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）上、違法となる可能性があるため、共有される情報に基づき、参加者が自らの責任で取引の可否を判断することとする必要がある。

(3) 情報の内容・共有範囲等

- 参加者に共有される情報としては、少なくとも取引の可否を判断する上で重要となる下記の情報が含まれる必要がある。
 - ① 社名
 - ② 法人番号
 - ③ 代表者名
 - ④ 役員名
 - ⑤ 登録日
 - ⑥ 登録事由
 - ⑦ 備考（現在の状況等）
- 加えて、情報の共有範囲には、公的相談窓口である全国の「事業承継・引継ぎ支援センター」も含める必要がある。
- 運営主体は、上記の情報の他、登録された個別の譲り受け側ごとに、報告主体、登録日、事故日、実質的支配者その他運営上必要となる情報について適切に記録保存することが求められる。

(4) 登録に係る譲り受け側等への対応

- 参加者は、顧客となる譲り受け側との間で締結する契約において、登録事由に該当する場合に運営主体及び他の参加者に対して、情報共有が可能となるよう秘密保持義務からの除外等の適切な対応を行う必要がある。その上で、参加者は、譲り受け側に対して、登録事由の内容、登録事由に該当した場合の共有範囲、共有される情報の利用目的について、秘密保持義務からの除外等の適切な対応を行う前に説明することが求められる。ただし、参加者が譲り渡し側を支援するFAである場合には、譲り受け側との間で契約を締結していないため、当該参加者から情報共有が難しい点に留意が必要である。
- 運営主体は、参加者と仲介契約・FA契約を締結している又は締結していた譲り受け側が自らの情報共有の仕組みへの登録状況について問い合わせを受け、登録されている情報を開示するための窓口を設置する必要がある。その上で、当該譲り受け側から登録されている情報について異議申し立てが行われる場合には、当該登録事由への該当性を再度確認の上、相当の理由があると認められる場合には登録を抹消する必要がある。
- なお、譲り受け側からの異議申し立て等により運営主体が登録事由への該当性について詳細を確認する場合には、運営主体が譲り渡し側についての情報を確認することが必要となる可能性がある。このため、参加者は、譲り渡し側顧客となる譲り渡し側との間で締結する契約において、当該場合において、必要となった場合には運営主体に対して、情報共有が可能となるよう秘密保持義務からの除外等の適切な対応を行う必要がある。その上で、参加者は、譲り渡し側に対して、登録事由の内容、登録事由に該当した場合の共有範囲、共有される情報の利用目的について、秘密保持義務からの除外等の適切な対応を行う前に説明することが求められる。

(5) その他参加者の義務

- 実効性の確保の観点から、登録事由に該当する情報を取得したとき、運営主体に速やかに報告することが求められる。さらに、登録された譲り受け側について、登録事由に係る事

実に変更が生じ、登録事由に該当しなくなったことを知ったときには、当該事実を運営主体に報告することが求められる。

- 共有される情報を M&A に係る支援業務の目的に限り利用することが求められ、参加者の組織内で適切に共有範囲の設定の上、情報管理を適切に行う必要がある。加えて、(4) の参加者による譲り受け側への対応においては、譲り受け側との関係で明示された共有範囲（運営主体及び他の参加者）において共有することを前提としていることから、参加者の外部に流出してはならず、あくまで共有される情報は参加者における取引の開始・継続において考慮されるものである点に留意する必要がある。
- 運営主体が実施する上記義務の履行状況をモニタリングするための調査を受け入れる必要がある。

(6) その他運営主体の義務

- 登録された譲り受け側について、登録事由に係る事実に変更が生じ、登録事由に該当しなくなったことを知ったとき又は参加者からその旨報告があったときには、当該旨を参加者に共有する必要がある。
- 参加を申請する者について、反社会的勢力との関係の有無や代表者及び役員並びに実質的支配者の犯罪歴、M&A 支援業務を実施している事業実態の有無等を事前に確認の上、これらの観点から問題がある場合には参加を拒否することが求められる。
- 適切な規律を働かせるため、参加者が本仕組みに係る義務を履行するよう周知・モニタリングを徹底するとともに、参加者が義務違反等の不適切な行為を働いた場合には、その重大性に応じて注意、戒告、除名等の対応を行い、必要に応じ、これらの対応に併せて参加者の社名又は名称を公表しなければならない。
- 運営主体が管理する情報に関し、捜査機関、裁判所、官公庁及び弁護士会等の各種機関からの調査依頼に関し、あらかじめ適切な対応方針を定めておく必要がある。
- 情報を共有するシステムについて、必要となる投資を実施の上、金融機関等の参加者が標準的に依拠する FISC 安全対策基準などに準拠したセキュリティ対策やなりすまし防止措置等により、情報管理を適切に行う必要がある。
- 中小企業庁財務課が必要と認めるときは、情報共有の仕組みの設置や運用状況等について中小企業庁財務課に対して、報告を行う必要がある。